

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 若狭町 (都道府県: 福井県 )  
 本事業の担当部局名 総合政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	若狭町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)		
	<p>&lt;地域における実情と課題&gt;          少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っているが、大きな要因の1つに、若者の経済的不安が挙げられている。あわせて、価値観の多様化や女性の社会進出などから、全国的に晩婚化や未婚化が進んでおり、本町も同様である。          令和2年度国勢調査において、本町の婚姻数は40件(H2国調:94件、減少率▲57.4%)、出生数は97人(H2国調:172人、減少率▲43.6%)であった。また、同調査の年齢別未婚率において、若狭町の男性の25~29歳の未婚率は75.1%となっており、全国(65.4%)および福井県(69.8%)より高い値を示しており、男性の晩婚化が特に顕著である。</p>		
	<p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;          本町における人口減少・少子化への対策は喫緊の課題である。結婚新生活支援事業の実施により、経済的不安を抱える若者が希望する結婚や出産の実現を経済的に支援することで、人口減少および少子化への対策の1つに位置付ける。</p>		
	(本個別事業における現状と課題)		
(課題への対応)			

個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>							
	<b>【補助対象要件】</b>							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	<b>【補助上限額】</b>							
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が70万円 ※要件緩和分は町単費にて実施			
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が40万円 ※要件緩和分は町単費にて実施			
	<b>【対象費目】</b>							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	<b>【その他独自要件】</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦共に福井県が主催する共家事講座を受講していること</li> <li>町内に3年以上継続して居住する意思があること</li> </ul>								
<b>2. 申請見込</b>								
①新規世帯見込		上記のうち	12	世帯				
		ともに29歳以下	7	世帯	左記以外	5	世帯	
<b>【積算根拠】</b>								
29歳以下: 7世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 4,200千円 上記以外: 5世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 1,500千円 ・29歳以下申請見込: 7世帯 = ①19件 × ②71.5% × ⑤50% ・上記以外申請見込: 5世帯 = ②26件 × ④37.3% × ⑤50% ①R5婚姻数見込(29歳以下) 19件 ②R5婚姻数見込(30歳以上39歳以下) 26件 (根拠: 若狭町税務住民課調) ③世帯所得500万円未満の割合(29歳以下) 71.5% ④世帯所得500万円未満の割合(30歳以上39歳以下) 37.3% (根拠: R3国民生活基礎調査) ⑤申請率見込50%と想定								
<b>【令和4年度申請状況】</b>								
(令和 年 月 ~ 令和 年 月)								
申請 世帯数 世帯								
②継続補助見込		見込世帯数	継続補助実施の有無	無	世帯			
		対象経費支出予定額			円			
<b>3. 広報の実施予定</b>								
町ホームページ掲載、役場窓口でのチラシ配布、各集落への全戸配布、町広報紙への掲載								
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値			
	婚姻件数		組	60 (令和9年度末)	30 (令和3年度末)			
	転入者数 - 転出者数		人	0 (令和9年度末)	▲182 (令和3年度末)			
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績				
	合計特殊出生率			1.62 (H25-29平均)				
	婚姻件数		件	26 (令和3年)				
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値			
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	—			
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	40	—			
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	60	—			
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> <li>当補助金の周知に当たり、県やふくい結婚応援協議会が実施するイベント、セミナー等の周知を併せて実施する。</li> <li>共家事のライフスタイル化を推進するため、県との共催により開催する「共家事セミナー」の受講を当該補助金の支給要件とする。</li> <li>内閣府や県、ふくい結婚応援協議会と連携し、フォローアップ調査等を実施する。</li> </ul>							
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者や住宅建設業者、婚活サポートセンター等と連携し、婚姻および新居での新生活を検討している者に対し、制度チラシの配等を行い、結婚新生活支援事業等支援制度の情報提供を図る。							